

## 近世日本の「儒教化」と家族

吉田ゆり子

近世日本においては、「女大学」に代表されるように、女性は舅姑と夫への「和順」・貞節を求められ、男は外・女は内、男は陽・女は陰で愚か、との規範が教えられ、社会通念となっていたといわれる。そして、こうした規範は朱子学によるもので、中国、韓国からの影響を受けたといわれてきた。しかし、これは朱子学に基づくものとはいえず、そればかりか、儒学の考えを取り入れる際に、日本社会に適合的に解釈され直し、「日本的な枠組み」で提示されたことを、2021年度比較家族史学会大会報告で明らかにした。ここでいう日本的な枠組みとは、職分観念のことである。家業、すなわち職分により身分編成された社会では、「家」の当主である男性が社会に対して役を負うとされたのに対し、内に居る女性に「織り縫い績み紡ぐ」という共通の職分があるとする考え方で、『山鹿語類』で明確化され、貝原益軒により平易な形で整理された。

こうした考え方は、儒学者が作り出したものではなく、「家」の担い手たちが自らの生活と社会との関わりのなかで生み出した規範であったことに留意する必要がある。それゆえに、貝原益軒の書物が、多くの読者を獲得し、広く受け入れられたと考えられる。

むしろ、領主権力がこうした規範をイデオロギーとして喧伝するのは、18世紀に進行した貧富の格差、「家」の没落、家族の解体といった社会変動への対応においてである。いわゆる慶安の御触書や『六論衍義大意』などが藩政改革を契機に普及されたように、規範は動揺する秩序の立て直しのために、上から民衆教化のために使われ、普及が試みられた。こうして、社会の現実とは離れた理想的な「家」と地域の姿が、浸透されることになる。さらに、維新変革の一環として、明治四年から五年に実施された身分集団の解体による身分制の廃止により、「家」の職分を基礎に秩序化された社会体制が解体された。他方で戸籍法により「家」が国家支配の基盤となり、さらに民法の施行により戸主が制度化され、「家」内部の秩序と性別役割分担が明示され、ジェンダー規範は強化されることになる。

以上の見通しのなかで、本報告では、17世紀後期に形が明確になった家業と職分観念が、武士の存在意義を問い直す儒学者たちの思考とは別の位相で、在地に生活する百姓自身の意識として見出しうることを、百姓の手になる文章や子孫への遺言状などを素材として論ずる。